

# 公益社団法人 大分県老人保健施設協会定款

## 第1章 総 則

( 名称 )

第1条 この法人は、公益社団法人 大分県老人保健施設協会(以下「本協会」という。)と称する。

( 事務所 )

第2条 本協会は、主たる事務所を大分県竹田市に置く。

## 第2章 目的及び事業

( 目的 )

第3条 本協会は、大分県内介護老人保健施設相互の一致協力によって、高齢者等が自立して生活できるよう、保健医療サービス及び福祉サービスの質の向上確保に係る調査研究等を行い、もって地域社会の健全な発展を図るとともに、高齢者等の保健医療の向上並びに生活支援及び県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

( 事業 )

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者等の保健医療の向上並びに生活支援及び福祉の増進に関する調査研究
- (2) 高齢者等の保健医療の向上並びに生活支援及び福祉の増進に関する研修及び研究発表会等の実施
- (3) 高齢者等の保健医療の向上並びに生活支援及び福祉の増進に関する普及啓発事業の実施
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡協議
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業については、大分県内において行う。

## 第3章 会 員

( 種別 )

第5条 本協会の会員は、次に掲げる者をもって構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本協会の目的に賛同して入会した大分県内の介護老人保健施設の開設者である法人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した法人、団体又は個人

( 社員の資格の取得 )

第6条 本協会の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

( 経費の負担 )

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。

( 退会 )

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

( 除名 )

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総正会員の3分の2以上の決議に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会長は、前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、除名の決議を行う社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、第1項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

( 会員資格の喪失 )

第10条 前2条に規定する場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 2年間以上会費等を滞納したとき。

( 会員資格の喪失に伴う権利及び義務 )

第11条 会員が前3条の規定により資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員が資格喪失した場合でも、これを返還しない。

## 第4章 総 会

### ( 構成 )

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

### ( 権限 )

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の有無及びその額
- (4) 事業計画及び予算の承認
- (5) 事業報告及び決算報告の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 会員資格の得喪及び会費に関する規定の制定及び改廃
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項

### ( 開催 )

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年3月及び5月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めた場合。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

### ( 招集 )

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は、総会の開催の日の1週間前までに、理事会で決議された次の事項を記載した書面を正会員に通知しなければならない。ただし、当該総会において書面又は電磁的方法による議決を認める場合は、総会の開催日の2週間前までに通知をするものとする。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的及び審議事項
- (3) その他法令で定められた事項

### ( 議長 )

第16条 総会の議長は、総会において正会員の中から選任する。

( 議決権 )

第17条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

( 決議 )

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 他の法人との合併又は事業全部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

( 総会における書面議決等 )

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員に議決権の行使を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

( 議事録 )

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には議長及びその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印する。

## 第5章 役員

( 役員の種類及び選任 )

第21条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上12人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事の構成においては、介護老人保健施設の関係者の数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

3 理事のうち、1名を会長、1名を副会長とする。ただし、会長及び副会長は、介護老人保健施設の関係者でなければならない。

4 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって一般法人法第91条第1項第

2号の業務執行理事とする。

( 役員の選任 )

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

( 理事の職務及び権限 )

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務（代表権に関するものを除く。）を代行する。

4 会長及び副会長は、事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

( 監事の職務及び権限 )

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

( 役員の任期 )

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した

後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

( 役員の解任 )

第26条 総会において、総正会員の3分2以上の決議に基づき、理事及び監事を解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

( 役員の報酬等 )

第27条 理事及び監事は無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第6章 名誉会長、顧問及び相談役

第28条 本協会に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び相談役に関する事項は、会長が総会の議決を経て別に定める

## 第7章 理事会

( 構成 )

第29条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

( 権限 )

第30条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(4) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

( 招集 )

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

( 議長 )

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

( 定足数 )

第33条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の出席により成立する。

( 決議 )

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

( 議事録 )

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 委員会

(委員会)

第36条 会長は、事業達成のために必要な委員会を理事会の決議を経て設置し、その会を構成する委員を会員又は会員以外の者に委嘱することができる。

2 委員は、会長から委嘱された事項を処理する。

## 第9章 事務局

(設置等)

第37条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会の決議を経て会長が定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第38条 主たる事務所には、常時次に掲げる帳簿及び書類をそなえておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 正会員名簿及び正会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 処務日誌
- (5) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (6) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (7) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (9) 官公署往復書類
- (10) その他必要な帳簿及び書類

## 第10章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品

- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

( 事業年度 )

第40条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

( 事業計画及び収支予算 )

第41条 本協会の事業計画及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の事業計画及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始前までに行政庁に提出しなければならない。

( 事業報告及び決算 )

第42条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第2号の書類については定時総会においてその内容を報告し、第3号から第6号の書類については、定時総会において承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により報告され、又は前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち必要なものを記載した書類

4 第1項及び前項第の書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 本協会は、第1項の総会の終結後、直ちに貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）を

公告するものとする。

( 公益目的取得財産残額の算定 )

第 4 3 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 4 8 条の規定に基

づき毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

( 借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け )

第 4 4 条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金を除き、理事会の決議及び総会において正会員の半数以上が出席し、正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

( 会計原則 )

第 4 5 条 本協会の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準その他の公益法人の会計の慣行をしん酌しなければならない。

## 第 1 1 章 定款の変更及び解散等

( 定款の変更 )

第 4 6 条 この定款は、総会において総正会員の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

( 合併等 )

第 4 7 条 本協会は、総会における総正会員の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

( 解散 )

第 4 8 条 本協会は、一般法人法第 1 4 8 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由により解散する。

2 前項によるほか、本協会は、総会における総正会員の 3 分の 2 以上の決議により解散する。

( 公益法人の取消し等に伴う贈与 )

第 4 9 条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合、(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 3 0 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益

財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

( 残余財産の帰属 )

第50条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会における総正会員の3分の2以上の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第12章 公告の方法

( 公告の方法 )

第51条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第13章 細 則

( 細則 )

第52条 この定款の施行についての細則は、総会の決議を経て別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は大久保健作、副会長は川崎紀則とする。